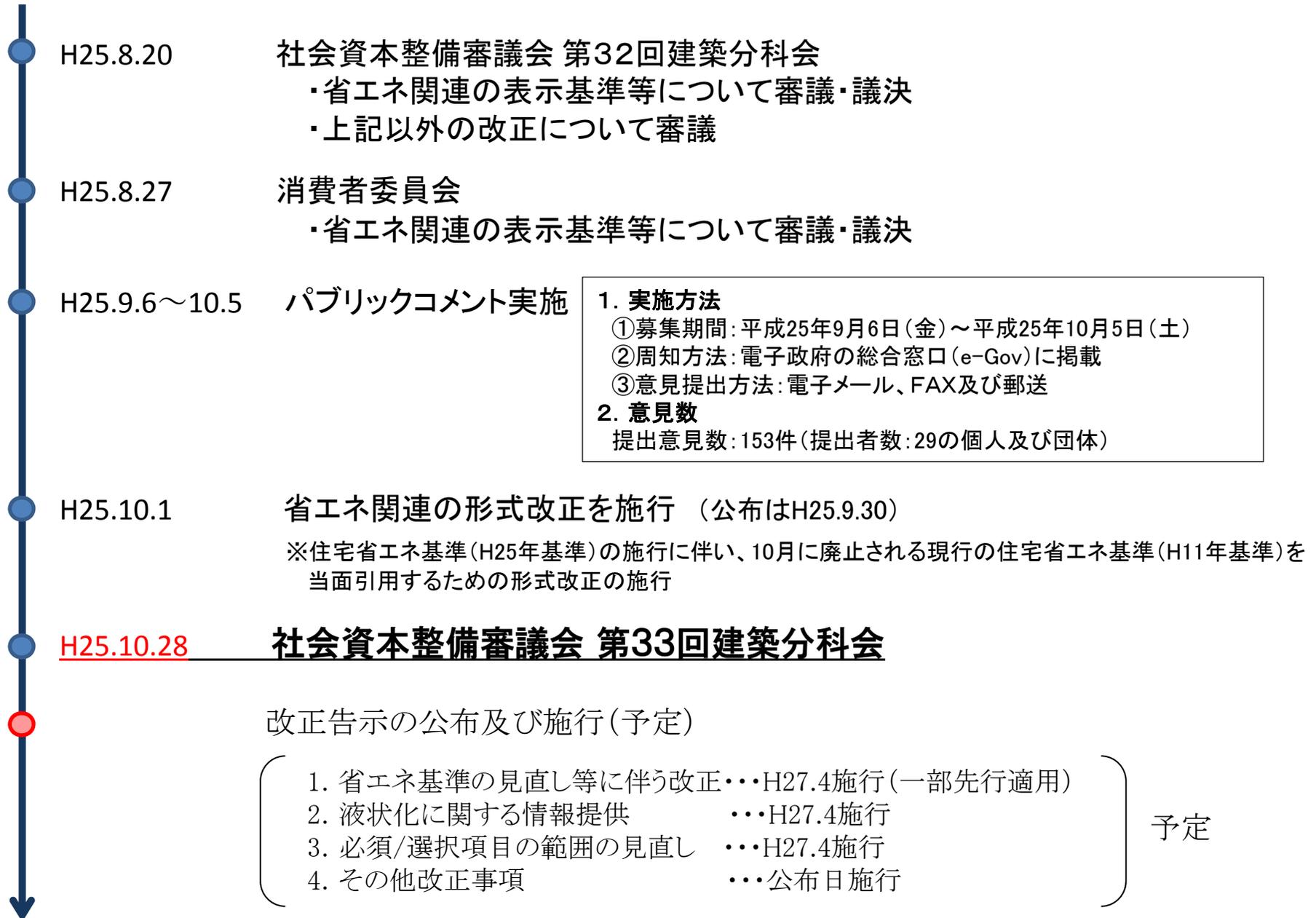


第32回建築分科会（8/20）以降の取組状況と 住宅性能表示制度の見直しの概要



日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正

1. 省エネ基準の見直し等に伴う改正

○省エネ法に基づく住宅省エネ基準の改正(H25.10)及びエコまち法に基づく低炭素建築物認定基準の制定(H24.12)に伴い、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の省エネに関する部分を改正する。

2. 液状化に関する情報提供

○東日本大震災を踏まえ、専門家への相談や流通時の判断材料として活用できるよう、液状化に関する情報提供を行う。

3. 必須/選択項目の範囲の見直し

○新築住宅において、全10分野32項目のうち必須項目となっている9分野27項目について、必須項目の範囲を見直す。

4. その他改正事項

○JIS改廃に伴う改正等の所要の改正